

2022年11月18日

各 位

会 社 名 APAMAN株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 大村 浩次
 (東証スタンダード・コード8889)
 問 合 せ 先 管理本部副本部長 高田 雅弘
 T E L 0 5 7 0 - 0 5 8 - 8 8 9

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年12月23日に開催予定の当社第23期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 現行定款第13条第2項は、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定が不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第13条 定時株主総会は事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。 <u>2. 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報について、法務省令の定めるところに従いインターネットで開示することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(招集) 第13条 定時株主総会は事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。 <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、</u></p>

(新設)	<p><u>議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u> <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> <u>第1条 本定款第15条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条第2項はなお効力を有する。</u> <u>2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
------	--

3. 日程

株主総会開催日	2022年12月23日
定款変更の効力発生日	2022年12月23日

以上